

区長報告第三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定に基づき、港区介護保険条例の一部を改正する条例を平成二十七年四月二十四日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十七年五月二十六日

港区長 武井雅昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。  
第七条に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万九千九百七十六円とする。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条第二項の規定は、平成二十七年度分の保

険料から適用し、平成二十六年分までの保険料については、なお従前の例による。